

約款 新旧対照表

『ハウジングサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第4節 第13条	<p>第4節 ソフトウェアインストール（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）</p> <p>第13条（瑕疵・保証）</p> <p>1. 本オプションサービスを利用する際、利用者は、当社に対し、当社所定の作業依頼書にインストールを希望するソフトウェアの特定その他のインストール作業を行うために必要な事項を記載して提出するものとし、当社は当該作業依頼書に基づきインストール作業を行うものとします。当該作業において、当社の責めに帰すべき事由による不具合等が発生した場合、作業完了日を含む10営業日以内に利用者が当社に通知したことを条件に、当社は修正作業を行います。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>・平成30年3月30日をもってソフトウェアインストールサービスの提供を終了するため、削除します。</p>
		<p style="text-align: center;">(以下、節番号および条番号が繰り上がります)</p>	
附則 第1条	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、平成29年3月31日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年11月30日より適用されます。</p>	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、平成29年11月30日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年3月30日より適用されます。</p>	<p>・本改定にともなう適用日の変更をおこないません。</p>